粉じん発生施設の種類

特定工場の名称

番号	施設の名称	項番号	施設の規模	基数	施設の用途	防じん方法
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
1 0						

- 注1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2又は第2の2の中欄に掲げる名称を記載すること。
- 注2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2又は第2の2の上欄に掲げる項番号を記載すること。
- 注3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2又は第2の2の下欄に掲げる規模を記載すること。
- 注4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。
- 注5 「防じん方法」の欄には、防じんカバーの設置、散水の有無、粉じん防止装置の設置等粉じん防止に関して講じている措置の概要を記載すること。
- 注6 同一の種類の施設であって施設の規模、施設の用途及び防じん方法が同じものはまとめて記載すること。
- 注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。